

福岡市長 高島 宗一郎 様  
(市民局総務部区政課)

福岡市個人情報保護審議会  
会長 福 山 道 義  
(総務企画局行政部情報公開室)

## 答 申 書

福岡市個人情報保護条例（平成 17 年福岡市条例第 103 号）第 12 条の規定に基づき、平成 23 年 10 月 27 日付け市区第 553-1 号により諮問を受けました「コンビニエンスストアにおける住民票の写し，印鑑登録証明書，戸籍記録事項証明及び戸籍の附票の交付サービスに関する，通信回線による電子計算組織の結合について」の件につきましては，審議の結果，下記のとおり答申します。

### 記

#### 1 審議会の結論

平成 23 年 10 月 27 日付け市区第 553-1 号により諮問を受けた通信回線による電子計算組織の結合については，公益上の必要があり，かつ，個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるため，結合して差し支えないものと判断する。

#### 2 付帯意見

当審議会は，住民票の写し，印鑑登録証明書，戸籍記録事項証明及び戸籍の附票が個人の権利利益に密接に関わるものであることから，コンビニエンスストアで住民票の写し等の交付サービスを実施するにあたっては，サービスを受けようとする市民が自ら希望する証明書を選択して登録，利用する制度であることなどを実施機関が市民に十分に周知した上で運用することを要望する。

#### 3 審議の経過

年 月 日	審 議 の 経 過
平成 23 年 10 月 27 日	実施機関から諮問(諮問第 67 号)
平成 23 年 11 月 28 日 (第 47 回福岡市個人情報保護審議会)	審議
平成 24 年 1 月 16 日 (第 49 回福岡市個人情報保護審議会)	審議